

# 当法人の目的と事業(定款より抜粋)

## 第2章 目的及び事業

### (目的)

第3条 この法人は、福岡県における武術太極拳の普及および発展を促進し、本県スポーツの振興と県民の健康増進を図り、もって地域社会の健全発展に寄与することを目的とする。

### (特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次に掲げる種類の特定非営利活動を行う。

- (1)学術、文化、芸術又はスポーツの振興を図る活動
- (2)子どもの健全育成を図る活動

### (事業)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、次の特定非営利活動に係る事業を行う。

- (1)武術太極拳の普及啓発及び技術の向上に関する事業
- (2)指導員・審判員の養成及び資質の向上に関する事業
- (3)武術太極拳の情報交換及び広報に関する事業